

## 藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が継続していることにより、市民や事業者の皆様が引き続き厳しい状況に置かれていることに鑑み、令和2年6月から9月まで講じている常勤の特別職（市長・副市長・教育長）の給与削減措置を延長するものです。

### 1. 削減内容

市長等の給料月額を次の割合で減額します。

- ① 市長 20%削減
- ② 副市長 10%削減
- ③ 教育長 5%削減

### 2. 削減期間

令和2年6月から令和3年3月まで（令和2年10月より6か月間延長）

### 3. 削減額計

約 684万円

※令和2年6月から9月までの期間削減額は約295万円、

令和2年10月から令和3年3月までの期間削減額は約389万円です。

※削減額は、給料の削減による地域手当及び期末手当の減も含みます。

### 4. 規定整備

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

（9月議会に提案予定）

\*この資料に関する問い合わせ先

藤沢市役所 総務部 職員課  
担当： 福室、及川、菊池  
内線： 2262  
直通： 0466(25)6463